

属性型・地域型 JP ドメイン名登録に関するご案内(個人会員用)

汎用 JP ドメイン名の登録はこの用紙ではお申し込みいただけません。ASAHI ネットの会員登録完了後、下記 URL よりお申し込みください。
<https://asahi-net.jp/service/hosting/>

料金

独自ドメインサービス料金表(消費税別)

ドメイン名登録料 [注1]	無料
初期費用 [注2]	6,300 円(本体 6,000 円)
月額費用(ホームページは 100MB まで)	2,940 円(本体 2,800 円)
ホームページ容量超過費用	5MB ごとに月額 189 円(本体 180 円)

[注1] 独自ドメイン名登録のみのご利用はできません。独自ドメイン名サービスは、ASAHI ネットのユーザー ID のオプションサービスです。

[注2] 「独自ドメイン設定のお知らせ」発送月に初期費用、翌月から月額費用が発生します。

お手続き手順

個人でまだ ASAHI ネット会員ではない方の場合は、先にユーザー ID を取得してください

[1] ご希望のドメイン名が取得可能かチェックしてください。



[2] 「属性型・地域型 JP ドメイン名登録依頼書」にご記入・押印の上、ASAHI ネットに郵送してください。



[3] 「ASAHI ネット有料ホームページ設定完了のお知らせ」が郵便で届きます。



[4] この時点で、独自ドメイン名ホームページをご利用いただけます。独自ドメイン名メールアドレスをご希望の場合は、ASAHI ネットホームページ上からお手続きください。
<https://asahi-net.jp/service/hosting/mail.html>

お申し込み受付から完了([2] ~ [4])まで

2週間ほどお時間がかかります。

独自ドメイン名メールサービス

独自ドメイン名メールサービスでは、独自ドメイン名メールアドレスに送られてきたメールを、お客様が指定したメールボックスに転送します。ご利用メールアドレス数に合わせて ASAHI ネットのメールボックスをご契約いただき、それぞれに独自ドメイン名メールアドレスを設定されますと、1メールアドレスにつき1メールボックスでご利用いただくことができます(他プロバイダのメールアドレスに転送することも可能です)。その他のご利用方法や付加料金については、下記 URL をご確認ください。

<https://asahi-net.jp/service/hosting/mail.html>

登録申請内容の変更について

登録内容の変更の場合は、ASAHI ネットの担当者にご連絡ください。

変更の内容によっては、変更に手数料がかかる場合もございます。また、お客様から JPRS に登録内容の変更を直接申請することはできません。ご注意ください。

お問い合わせ・連絡先: vd@asahi-net.or.jp

「属性型・地域型 JP ドメイン名登録依頼書」の記述

組織名 住所 氏名	必ず日本語、英語表記の両方を記入してください。
登記地住所	申請者が法人の場合、登記簿上の本店、または主たる事務所の住所を記入してください。登記のない団体による申請の場合には、記入しないでください。個人による申請の場合には住民票に記載されている住所を記入してください。
登記年月日	申請者が法人の場合、登記簿上の設立年月日を必ず記入してください。登記のない団体による申請の場合は、記入しないでください。
組織種別	組織の種別を次ページの表から選択して記入して下さい。ドメイン名は、組織種別によって co.jp gr.jp or.jp 等に決まります。
希望ドメイン名	登録上の誤りを防ぐため、ASAHI-NET.CO.JP のように大文字で記入して下さい。文字数は3文字以上63文字以下です。使用できる特殊記号は「-(ハイフン)」のみです。
代表者名	組織の代表者の名称を記入してください。
氏名ローマ字	姓を先に名をあとに、間をカンマ(,)で区切って下さい。例: Goto, Yukinori
肩書	代表者の登記上の肩書を記入して下さい。例として株式会社では代表取締役になります。

ASAHI ネットで取得可能な組織種別一覧

CO	法人登記をしている会社(株式会社、有限会社など)
GR	2名以上の任意団体
AC	大学、大学校、短期大学、高等専門学校、専門学校、専修学校、各種学校
ED	保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、ACドメイン以外の学校
OR	各種法人、公的な国際機関
GO	政府機関、特殊法人
NE	ネットワークサービス業
上記以外	日本に在住する個人、病院、もしくは CO、GR、AC、ED、OR、NE、GO のいずれかに当てはまる組織であれば、一般地域型ドメインが取得可能です。

<一般地域型ドメイン名について>

都道府県、政令指定都市名を利用、地域に根ざしたドメイン名で都道府県、地方公共団体、病院、個人等が利用できます。

一般地域型の構成：[ご希望名].[市町村名].[都道府県/政令指定都市名].jp

例：石川県金沢市在住の場合 ... ご希望名.kanazawa.ishikawa.jp

注意事項

(1)申請できるドメイン名の形態をお確かめください

組織の形態によって申請できるドメイン名は株式会社日本レジストリサービス(JPRS)が定めています。詳細はJPRSのホームページでご確認ください。 <http://jprs.jp/>

(2)ご希望ドメイン名登録状況の確認方法

インターネットに既に接続可能なお客様は、ご希望のドメイン名をご自身で JPRS データベースを検索し、確認することができます。 URL:<http://whois.jprs.jp/>

(3)正しい情報を記述してください

JPRS へのドメイン名申請には「正しい情報」が必要です。記述に誤りがあると、確認のために時間がかかってしまいます。正確な情報をご確認のうえご記入ください。特に「組織名」、「登記年月日」、「登記地住所」などは、登記簿本などをお確かめのうえご記入ください。

(4)ドメイン名を複数使いたい場合

属性型・地域型 JP ドメイン名には「一組織一ドメインの原則」があり、ひとつの組織ではひとつのドメインしか取得できません。既に取得済みの属性型・地域型 JP ドメイン名がある場合は、登録申請はできません。

承諾事項(お申し込みの前にご確認ください)

・当社は、本サービスのご利用のお申込時等において当社が取得するお客様の個人情報を、「ASAHI ネット個人情報保護方針」(<http://asahi-net.jp/agreement/policy.html>)に基づき、適正に取り扱います。

・当社は、取得したお客様の個人情報を、以下の利用目的の範囲内で取り扱います。

(1)本サービスの提供に係わる業務。(2)本サービスを含む ASAHI ネットサービスに関するお客様への技術サポート、事務手続き、事務連絡、および営業活動を目的とした、電話、電子メール、WEB、郵送、もしくはその他によるお客様への連絡。(3)ASAHI ネットサービスの維持向上を図るためのアンケート、マーケティング調査。(4)利用料金の収受に係わる業務。(5)上記の利用目的の実施に必要な範囲で、日本レジストリサービス(以下 JPRS)および業務委託先に対し個人情報を提供することについて同意していただきます。

・JPRS が必要とする個人情報、個人情報の利用目的、および取り扱いにつきましては JPRS の WEB ページに公開されています。

<http://jprs.jp/info/service/disclosure/index.html>

・本サービスのお申し込みには上記の他、以下 JPRS が制定する規約および株式会社朝日ネットが制定する各種規約の承諾が必要です。

「属性型(組織種別型)・地域型 JP ドメイン名登録等に関する規則」 <http://jprs.jp/doc/rule/rule.html>

「汎用 JP ドメイン名登録等に関する規則」 <http://jprs.jp/doc/rule/rule-wideusejp.html>

(お申し込みのドメインにより異なります)

「JP ドメイン名登録情報等の取り扱いについて」 <http://jprs.jp/doc/rule/dom-data-handling.html>

属性型・地域型 JP ドメイン名登録依頼書 < 記入例 >

「ASAHI ネット独自ドメインサービス規約」「ASAHI ネット商用ホームページサービス規約」を承諾の上、ASAHI ネットオプションサービスを以下の通り申し込みます。株式会社日本レジストリサービスの定める「ドメイン名登録等に関する規則」を承諾の上、以下の通りドメイン名の登録申請代行を株式会社朝日ネットに委任します。

お申込日 200X 年 4 月 1 日

第1希望 ドメイン名	ASAHI-NET . CO. JP	第2希望 ドメイン名	J - ATSON . CO. JP
-----------------------	---------------------------	-----------------------	---------------------------

フリガナ	あさひ たろう	(印)	ユーザーID (例: AB1C-DEF)	
申込者氏名 (ASAHI ネット契約者)	朝日 太郎		AB1C - DEF	
住所	〒 104-XXXX	TEL	03-3569-XXXX	
	東京都中央区銀座6丁目6番地7号	FAX	03-3569-XXXX	
MMJP ホームページからの切り替え:現在のアドレス http://www.mmjp.or.jp/				

ドメイン取得 組織名称	カブシキガイシャ アサヒネット 株式会社 朝日ネット	英語表記	ASAHI Net , INC		
組織住所	〒104-0061 東京都中央区銀座6-6-7	英語表記	6-6-7 ,Ginza,chu-o-ku, tokyo		
登記地住所	〒 同上	登記 年月日	日付まで必要です 2000/3/31	組織種別	例: 株式会社 株式会社

組織代表者	氏名	朝日 太郎	氏名 英語表記	Asahi ,Taro	肩書 代表取締役
登録担当者	氏名	朝日 太郎	氏名 英語表記	Asahi ,Taro	
			Eメール	u9999ab999c@asahi-net.or.jp	
技術担当者	氏名	✓ 登録担当者と同じ	氏名 英語表記		
			Eメール	@	

記入のない場合は、ASAHI ネット入会時に発行するメールアドレスを自動的に登録いたします。

*** 以下は技術担当者が組織外の方の場合のみご記入下さい。**

所属組織		英語表記	
組織住所	〒	英語表記	
TEL		FAX	

*** 以下はGRドメイン取得希望の方のみご記入下さい。**

組織副代表者		英語表記		肩書
代表者 住民票記載住所				
副代表者 住民票記載住所				

株式会社、有限会社の英語表記 例 :ASAHI Net Inc

Ltd
Co.,Ltd.
K.K.

英語表記に関してはお客様の記述どおりに登録いたします。
ASAHI ネットは一切修正などはいたしません。

属性型・地域型 JP ドメイン名登録依頼書

「ASAHI ネット独自ドメインサービス規約」「ASAHI ネット商用ホームページサービス規約」を承諾の上、ASAHI ネットオプションサービスを以下の通り申し込みます。株式会社日本レジストリサービスの定める「ドメイン名登録等に関する規則」を承諾の上、以下の通りドメイン名の登録申請代行を株式会社朝日ネットに委任します。

お申込日 年 月 日

第1希望ドメイン名	. . JP	第2希望ドメイン名	. . JP
フリガナ		印	ユーザーID (例:AB1C-DEF)
申込者氏名 (ASAHI ネット契約者)			-
住所	〒	TEL	
		FAX	
MMJP ホームページからの切り替え:現在のアドレス http://www.mmjp.or.jp/			

ドメイン取得 組織名称		英語表記	
組織住所		英語表記	
登記地住所	〒	登記 年月日	日付まで必要です / /
		組織種別	例:株式会社

組織代表者	氏名	氏名 英語表記	肩書
登録担当者	氏名	氏名 英語表記	
		Eメール	@
技術担当者	氏名	氏名 英語表記	
	登録担当者と同じ	Eメール	@

記入のない場合は、ASAHI ネット入会時に発行するメールアドレスを自動的に登録いたします。

*** 以下は技術担当者が組織外の方の場合のみご記入下さい。**

所属組織		英語表記	
組織住所	〒	英語表記	
TEL		FAX	

*** 以下は GR ドメイン取得希望の方のみご記入下さい。**

組織副代表者		英語表記	肩書
代表者 住民票記載住所			
副代表者 住民票記載住所			

捺印の上、必ずご郵送ください。FAX ではお受けできません。
 株式会社 ASAHI ネット 〒104-0061 東京都中央区銀座6-6-7 朝日ビル8階
 TEL:03-3569-3500 FAX:03-3569-3501 Email:ap-net@asahi-net.or.jp

弊社記入欄

受付	NEW	ACK-CK	ACK-CO	DNS	URL	FID	メール	発送

表示されている価格・サービス内容は 2005 年 3 月現在のものです。
4/8 o-jpdomainpersonal-new

ASAHIネット独自ドメインサービス規約

株式会社朝日ネット (C)2001

第1条 サービスの内容

ASAHI ネット独自ドメインサービス(以下、「独自ドメインサービス」と呼ぶ)は、会員(個人会員、法人会員)に対し、会員の依頼により当社が会員独自のドメイン名をドメイン管理機関より取得し、もしくは会員が取得したドメイン名を管理して、会員がこれを使いホームページ等の開設、運営に使っていただく付加サービスです。

第2条 契約の申し込みと承認

本規約を承諾の上、当社所定の申込書によって独自ドメインサービスを申し込み、当社が承認した会員に対して独自ドメインサービスを提供します。当社が承認した月を契約開始月とします。

第3条 料金および支払方法

1. 独自ドメインサービスを利用する会員は、

当社に対し、当社が別途定める料金を、個人会員サービス、法人会員サービスの利用料金と一括して支払うものとします。

2. 独自ドメインサービスの料金は事前通知をもって変更することがあります。

第4条 会員の責任

1. 会員は、独自ドメインサービスの利用にあたり、ドメイン管理機関が定める規則を遵守するものとします。

2. 会員は、独自ドメインサービスの利用について一切の責任を負うものとし、その利用にともなって発生した紛争などは、会員の責任において解決していただきます。その利用に起因する損失を当社が受けた場合、そのすべてを会員に負担していただきます。

第5条 サービスの廃止

当社は、都合により独自ドメインサービスを

廃止することがあります。

独自ドメインサービスを廃止するときは、廃止の1カ月前までに契約者に通知します。

第6条 解約について

1. 独自ドメインサービスを解約する場合、解約する月の前月末までに当社所定の方法で届け出てください。解約する月の末日をもって解約とします。

2. 解約の場合、すでに受領した料金などの払い戻しには応じられません。

第7条 本規約の発効

本規約は、会員に対して当社が独自ドメインサービスの利用を承認した時点より効力を生じるものとします。

以上

2001年1月1日

ASAHIネット商用ホームページサービス規約

株式会社朝日ネット (C)2001

第1条 サービスの内容

1. ASAHINET 商用ホームページサービス(以下、「商用ホームページサービス」と呼ぶ)は、会員(個人会員、法人会員)に対し、当社のHTTPサーバーを会員自身のホームページの開設、運営に使っていただく付加サービスです。

2. サービスの種類、および内容は当社の都合により随時、追加または変更できるものとします。

第2条 契約の申し込みと承認

本規約を承諾のうえ、当社所定の申込書によって商用ホームページサービスを申し込み、当社が承認した会員に対し、当社は商用ホームページサービスを提供します。当社が承認した月を契約開始月とします。

第3条 料金および支払方法

1. 商用ホームページサービスを利用する会員は、当社に対し、当社が別途定める料金を、個人会員サービス、法人会員サービスの利用料金と一括して支払うものとします。

2. 商用ホームページサービスの料金は事前通知をもって変更することがあります。

第4条 会員の責任

会員は、ホームページの掲載内容について

一切の責任を負うものとし、その掲載にともなって発生した紛争などは、会員の責任において解決していただきます。掲載内容に起因する損失を当社が受けた場合、そのすべてを会員に負担していただきます。

第5条 ホームページなどの掲載内容

商用ホームページサービスを利用したホームページなどには、以下に該当するものを掲載できません。

(1)法令に違反するもの、または違反の恐れがあるもの

(2)責任の所在が不明確なもの

(3)他の会員もしくは第三者または当社に不利益となるまたは不利益を及ぼす恐れのあるもの、内容が虚偽のもの、あるいは表現が不正確で誤解される恐れのあるもの

(4)公序良俗に反するもの、またはその恐れのあるもの

(5)詐欺的なもの、またはいわゆる不良商法とみなされるもの

(6)信用棄損、業務妨害となる恐れがある表現のもの

(7)その他、当社が妥当でないと判断するもの

第6条 掲載内容の削除

会員のホームページの掲載内容が妥当でないと当社が判断した場合、当社はその掲載内容を削除する権利をもち、その理由を明示する義務を負いません。

第7条 サービスの廃止

当社は、都合により商用ホームページサービスを廃止することがあります。

商用ホームページサービスを廃止するときは、廃止の1カ月前までに契約者に通知します。

第8条 解約について

1. 商用ホームページサービスを解約する場合、解約する月の前月末までに当社所定の方法で届け出てください。解約する月の末日をもって解約とします。

2. 解約の場合、すでに受領した料金などの払い戻しには応じられません。

第9条 本規約の発効

本規約は、会員に対して当社が商用ホームページサービスの利用を承認した時点より効力を生じます。

以上

2001年1月1日

「会員の禁止事項」に関するご注意

株式会社朝日ネット (C)2001

ASAHI ネットでは、入会の際にご承諾いただく規約で「会員の禁止行為」を定めています。この規約に基づいて、たとえば下記のような行為を禁止しています。

- ・いわゆるポルノや18禁およびアダルトグッズ等に関連した内容・リンクをホームページ等に掲載すること。
 - ・無差別な迷惑メール(いわゆるスパムメール)を発信すること。
 - ・インターネットにつながったコンピュータの不正利用を試みること。
- 万一、上記のような行為があった場合には、ホームページの公開停止やID利用停止などの措置をとらせていただくことがありますので、あらかじめご承知ください。

属性型(組織種別型)・地域型 JP ドメイン名登録等に関する規則

社団法人 日本ネットワーク
インフォメーションセンター
公開: 1997年12月1日
改訂: 1998年9月1日
改訂: 1999年1月1日
改訂: 1999年9月1日
改訂: 2000年7月19日
改訂: 2000年10月10日
改訂: 2001年1月1日
改訂: 2001年12月18日
改訂: 2002年2月1日
改訂: 2002年3月8日

株式会社日本レジストリサービス
実施: 2002年5月8日

属性型(組織種別型)・地域型 JP ドメイン名登録等に関する規則

第1章 総則

第1条(適用範囲・目的)

この規則は、株式会社日本レジストリサービス(以下「当社」という)が第3条および別紙1「属性型地域型 JP ドメイン名の種類」で定める属性型(組織種別型)および地域型 JP ドメイン名(以下「属性型地域型 JP ドメイン名」という)の登録等に適用し、インターネットの利用の促進を図ることを目的とする。

第2条(属性型地域型 JP ドメイン名登録の目的と意味)

当社の属性型地域型 JP ドメイン名の登録は、インターネット上の識別子として用いることを目的として行うもので、当社が管理する属性型地域型 JP ドメイン名空間におけるドメイン名の一意性を意味し、これ以外のいかなる意味も有さない。

第3条(属性型地域型 JP ドメイン名・技術細則)

この規則において属性型地域型 JP ドメイン名とは、「属性型(組織種別型)・地域型 JP ドメイン名登録等に関する技術細則」(以下「属性型地域型 JP ドメイン名技術細則」という)に定める文字種別および文字列その他の技術的要件にしたがってこの規則に基づいて登録されるドメイン名をいう。
2 前項に定める事項のほか、当社が予約する属性型地域型 JP ドメイン名、当社が管理するドメインネームサーバ(以下「ネームサーバ」という)の設定その他の属性型地域型 JP ドメイン名に関する技術上の要件は、属性型地域型 JP ドメイン名技術細則をもって定める。

第4条(登録等に関する事項の取り扱い)

属性型地域型 JP ドメイン名の登録等に関する事項は、この規則に定めがある場合を除き、当社が取り扱う。
2 当社は、登録申請その他の申請に関する審査または登録された事項の確認等のために必要がある場合、属性型地域型 JP ドメイン名の登録等を申請する者(以下「申請者」という)または属性型地域型 JP ドメイン名の登録をした者(以下「登録者」という)に対し、別に定める属性型地域型 JP ドメイン名登録申請書および商業登記簿謄本、印鑑登録証明書その他必要な書類の提出を求め、または調査事項に対する回答を求めることができる。
3 前項の請求は、10日以上先の提出期日を定めて電子メールをもって行う。

第4条の2(申請等の取次・指定事業者)

申請者または登録者は、当社の認定する事業者(以下「指定事業者」という)を経由して、属性型地域型 JP ドメイン名に関する申請・更新・届け出をし、登録料・維持料・費用の納付等を行うことができる。
2 指定事業者を経由した前項の申請・納付等の取り扱いは、当社が定める属性型地域型 JP ドメイン名の取次等に関する規則(以下「取次規則」という)に基づいて指定事業者が定める。
3 登録者は当社所定の手続により、指定事業者を変更することができる。ただし、取次規則第12条の2によって業務委託の一時停止を受けている指定事業者を変更先指定事業者として指定することはできない。本項の処理は別に定める。
4 指定事業者と当社との間の業務委託契約が終了した場合で、属性型地域型 JP ドメイン名がその指定事業者の管理するものとして残存する場合、その属性型地域型 JP ドメイン名に関する取次は、当社の指定する指定事業者(当社がやむをえない事由があると認めた場合は、当社自らも含む)が行うことができる。当社が第11条によって受領した登録申請に基づいて申請者を確認できる場合、その登録申請は当社に対して直接行われたものとみなす。
5 前項の属性型地域型 JP ドメイン名の登録者または申請者が、当社の定める期間内に、当社が指定する者以外の者を指定事業者として届け出た場合は、その者が指定事業者となる。
6 新たな指定事業者は、前項の期間経過または届け出により確定し、その確定するまでの間は当社が取次業務を行う。この場合、当社は別途定める業務に限って取次業務を行い、この範囲外の業務については一切の義務および責任を負わない。
7 前2項の定めは、それぞれの指定事業者確定後において、登録者が指定事業者の変更を行うことを妨げない。
8 当社は、前各項の手続の実施に必要な措置および通知を行うことができる。

第5条(申請等の方法・様式)

この規則に基づく(属性型地域型 JP ドメイン名の登録・変更・廃止・移転)その他の申請等の方法および申請書、届け出、通知その他の様式または書式は、この規則に定めるものを除き当社が定める。
2 属性型地域型 JP ドメイン名の登録等の申請書、届け出および添付書類は、別に定めがある場合を除き、日本語で提出するものとする。日本語以外で記述された添付書類については、日本語訳を添付しなければならない。また、当社が申請者または登録者に対して通知ならびに連絡を行う場合も、日本語を用いるものとする。

第2章 属性型地域型 JP ドメイン名登録の通則

第5条の2(登録申請の正確性・真実性・登録代表者)

申請者および登録者は、当社に対し、申請者または登録者の本人性および組織代表権を含みかつこれに限定されない登録事項が、正確であること、真実であることおよびその登録が法令に違反しないことを表明し、保証するものとする。

第6条(属性型地域型 JP ドメイン名の種類・登録資格)

登録する属性型地域型 JP ドメイン名の種類、属性型地域型 JP ドメイン名を登録しうる組織等(以下「組織」という)の種別および登録の資格、登録申請の際の添付書類その他の要件は、別紙1「属性型地域型 JP ドメイン名の種類」記載のとおりとする。また、当社が登録できないものとして予約するドメイン名については、属性型地域型 JP ドメイン名技術細則をもって定める。
2 属性型地域型 JP ドメイン名の登録申請は組織の代表者が行い、組織の代表者は、属性型地域型 JP ドメイン名の登録その他この規則に関する一切の事項について権利を有し義務を負う。
3 当社は、必要がある場合、登録する属性型地域型 JP ドメイン名の種類を追加、変更または廃止し、もしくは登録資格の変更を行うことができる。この変更等を行う場合の実施細目は、変更の都度、当社が定める。

第7条(先順)

同一の属性型地域型 JP ドメイン名について2以上の登録申請があったときは、逐次その申請順に審査を行い、登録を承認された最先の申請者が登録者となる。

第8条(属性型地域型 JP ドメイン名の再度の登録の場合の特例)

前条の定めにかかわらず、第25条(これを準用する場合を含む)によりその属性型地域型 JP ドメイン名について再度の登録ができない場合は、登録できない期間満了日の1か月前から登録の申請を受け付けるものとし、登録できない期間満了日までに2以上の申請が受理されたときは同時に申請があったものとみなす。
2 前項の場合、同時申請者全員の合意により登録者を定めた場合にはその者が登録者となり、同時申請者全員によって当社が指定する方法による抽選で登録者を定めることを合意した場合にはその抽選による当選者が登録者となる。
3 前項の合意が第1項の登録できない期間満了日の日から2か月以内に得られない場合には、同時申請者全員により当社の指定する方法による抽選で登録者を定める。
4 第2項および第3項の実施に必要な事項は別に定める。

第9条(登録できる属性型地域型 JP ドメイン名の数)

登録できる属性型地域型 JP ドメイン名の数は、1組織について1とする。
2 前項の規定にかかわらず、下記各号のいずれかの事由がある場合は、1組織について2以上の属性型地域型 JP ドメイン名の登録をすることができる。
(1)属性型地域型 JP ドメイン名の変更が承認されたとき
(2)合併を理由として第29条による属性型地域型 JP ドメイン名の移転承認がされたとき。ただし、登録者は、承認のときから6か月以内に1の属性型地域型 JP ドメイン名を選択し、他の属性型地域型 JP ドメイン名については、その選択の月を廃止月とするドメイン名廃止手続を行わなければならない。
(3)社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター(以下「JPNIC」という)が認定する紛争処理機関(以下「認定紛争処理機関」という)にて移転の裁定があったとき。ただし、登録者はその指定する1の属性型地域型 JP ドメイン名についてのみネームサーバ設定をすることができる。
3 登録者は、第29条により前項各号の属性型地域型 JP ドメイン名の移転をすることができる。

第10条(登録できない属性型地域型 JP ドメイン名)

当社は、登録申請にかかる属性型地域型 JP ドメイン名が明白かつ現実的に社会的許容性を欠く文字列を含む場合、その属性型地域型 JP ドメイン名の登録をしないことがある。

第10条の2(登録期間および登録更新)

属性型地域型 JP ドメイン名の登録期間は、第19条による属性型地域型 JP ドメイン名登録原簿(以下「登録原簿」という)の記載が完了した日の属する月の翌年対応月末日までとする。ただし、第26条第3項による属性型地域型 JP ドメイン名の廃止の効果が発生するまでの間は、登録を継続するものとする。
2 当社は、前項の登録期間満了の翌日に登録が継続している属性型地域型 JP ドメイン名に対して、当社所定の時期および方法により登録期間更新通知および第14条に定める維持料の請求書を送付する。
3 前項の規定にかかわらず、当社が登録更新を不相当と判断した場合には、登録期間満了の30日前までに登録終了通知を行い、登録期間満了日に登録は終

了する。

4 登録者は、当社の発行する請求書所定の日までに維持料を納付することにより、登録期間満了の日の翌日からさらに属性型地域型 JP ドメイン名の登録を1年間継続することができ、以後も同様とする。

5 指定事業者を経由した属性型地域型 JP ドメイン名の登録更新方法および維持料の支払い方法等は、取次規則に基づいて指定事業者が定める。

第3章 登録申請

第11条(登録申請)

申請者は、別に定める様式により当社の指定するアドレスに電子メールで登録申請(以下登録申請を行うための電子メールを「登録申請メール」という)を行う。

2 第7条の申請順は、このアドレス到着時に付される受領番号の先後による。指定事業者を経由した申請も同様とする。

3 申請者は、この登録申請のときから10日以内に、別紙1「属性型地域型 JP ドメイン名の種類」記載の添付書類を当社に提出しなければならない。

第12条(登録申請の撤回)

申請者は、第19条により登録原簿の記載が完了するまでの間、登録申請を撤回することができる。

第13条(登録申請メールの受付)

第11条により受領した登録申請メールは、当社の指定するシステムにより、記載事項の脱落・重複、技術的要件の充足の有無、申請にかかるドメイン名に先願があるかその他機械的に判定可能な事項の検査を行い、この検査で受け付けられた登録申請メールを登録申請として受理する。

2 前項の検査で受け付けられなかった登録申請は不受理とし、登録申請がなかったものとみなす。

3 当社は、申請者に対して、前2項による検査の結果を滞りなく電子メールをもって発する。

第14条(登録料・維持料および費用の納付)

申請者および登録者は、別に定める方法により属性型地域型 JP ドメイン名の登録申請、移転その他の申請および登録更新について登録料、維持料または費用を納付するものとする。

2 当社に納付された登録料・維持料および費用は特別の定めがある場合を除き返還しない。

3 属性型地域型 JP ドメイン名の登録申請その他の規則に定める申請等に要する登録料・維持料および費用は、別表「属性型地域型 JP ドメイン名の登録料・維持料および費用の明細と支払い方法」をもって定める。

4 当社所定の納付期限までに、第1項に定める登録料・維持料または費用の納付を当社が確認できない場合、当社はその属性型地域型 JP ドメイン名について次の処理を行い、第25条および第26条第6項の規定を準用する。

(1)登録料または移転申請料納付未確認の場合、その属性型地域型 JP ドメイン名について支払月の末日を廃止日とする廃止届が行われたものとみなす。

(2)変更申請料納付未確認の場合、変更前の属性型地域型 JP ドメイン名および変更後の属性型地域型 JP ドメイン名の双方について支払月の末日を廃止日とする廃止届が行われたものとみなす。

5 指定事業者を経由した属性型地域型 JP ドメイン名の登録料・維持料および費用の支払方法等は、取次規則に基づいて指定事業者が定める。

第4章 登録審査および登録

第15条(審査)

当社は、第13条により受理した申請について審査を行う。

第16条(登録申請の訂正)

受理された登録申請に齟齬または不備その他の誤りがある場合、登録原簿作成のときまでの間、申請者はこれを訂正することができる。ただし、ドメイン名が異なる場合、申請者が異なる場合その他同一の申請と認められない程度の齟齬についてはこの限りでない。

2 当社は、前項の誤りがある場合、申請者に対して、10日以上先の提出期日を定めてその訂正を求めることができる。

第17条(登録の承認および不承認)

当社は、下記各号のいずれかの事由がある場合を除き、その登録申請を承認し、そのいずれかの事由がある場合は、その登録申請を不承認とすることができる。

- (1)申請に不備(添付書類の未提出を含む)がありまたは技術的要件に違反しているとき
- (2)第7条に定める先願の登録が行われまたはすでに行われているとき
- (3)第9条に該当しない申請であるとき
- (4)第25条(これを準用する場合を含む)によりその属性型地域型 JP ドメイン名について再度の登録ができないとき
- (5)第4条第2項による書類の提出または調査請求に対する回答、もしくは第16条第2項による訂正を行わないとき
- (6)属性型地域型 JP ドメイン名の登録申請に関する事項について事実と異なる事項があるとき
- (7)その申請にかかる組織が属性型地域型 JP ドメイン名の登録の資格要件を欠くとき
- (8)第10条に該当する申請であるとき

(9)第24条第1項により再度の申請ができないとき

第18条(審査結果通知)

当社は、原則として登録申請受理後10日以内(第4条第2項または第11条第3項による書類の提出もしくは第16条による訂正がある場合は、その提出もしくは訂正完了後10日以内)に、電子メールをもって申請者に対して、前条の登録審査の結果を通知する。ただし、その申請を不承認とする場合には、その理由の骨子をあわせて通知しなければならない。

第19条(登録原簿・ネームサーバ設定)

当社は、登録を承認された属性型地域型 JP ドメイン名、登録組織名、登録組織の所在地、登録組織の代表者名または連絡担当者名その他必要な事項を記載した登録原簿を作成し、当社所定の方法により公開する。

2 申請者からあらかじめ特定事項について非公開とする旨の請求があり、かつ、登録原簿の公開によりその申請者が損害を被るおそれがあると当社が認められた場合には、当社はその事項を公開しないことができる。ただし、下記いずれかの場合、当社はこれを開示することができる。

- (1)法令の規定に基づく請求がある場合
 - (2)非公開とされた事項について JPNIC が認定する紛争処理機関または当社が必要と認めたその他の機関から正当な理由に基づく開示の請求があった場合
 - (3)前各号以外の第三者から正当な理由に基づく開示の請求があった場合
- 3 当社は、登録者の書面による請求があった場合には、その登録者にかかる登録原簿記載事項等の開示履歴を通知する。ただし、前項ただし書き第1号および第2号の場合には、その開示履歴の通知を行わないことができる。
- 4 ネームサーバ設定は、属性型地域型 JP ドメイン名技術細則その他当社の定めるところにより登録者またはその指定事業者からの申請によって行う。

第20条(登録の更正・抹消)

当社は、過誤により登録された登録原簿の更正または抹消をすることができる。

2 前項の更正または抹消を行った場合、当社は、必要があるときは第25条の措置をとることができる。

第5章 属性型地域型 JP ドメイン名の仮登録

第21条(設立中の組織による属性型地域型 JP ドメイン名の仮登録)

法人その他の組織の設立の場合、組織の成立前であっても、別に定める様式をもって属性型地域型 JP ドメイン名の仮登録申請を行うことができる。この申請を行う場合、申請者は、商号仮登記記載証明書その他当社の定める書類を提出しなければならない。

2 属性型地域型 JP ドメイン名の仮登録申請については、属性型地域型 JP ドメイン名の登録申請に関する規定を適用する。ただし、仮登録された属性型地域型 JP ドメイン名については、ネームサーバ設定を行うことはできない。

第22条(仮登録された属性型地域型 JP ドメイン名の登録)

仮登録申請者は、法人その他の組織が成立した場合には、当社に対し、その成立を証する商業登記簿謄本その他当社が定める書類を提出して、その登録を申請することができる。

2 仮登録された属性型地域型 JP ドメイン名の登録申請については、属性型地域型 JP ドメイン名の登録申請に関する規定を適用する。

第23条(組織の不成立等による仮登録の廃止)

仮登録にかかる組織の不成立が確定したとき、または仮登録申請のときから6か月(当社が特に期間を定めたときはその期間)を経過しても前条の書類の提出および登録の申請がないときは、仮登録された属性型地域型 JP ドメイン名の廃止を行なったものとみなし、その月の末日に登録原簿の記載を抹消する。

2 第25条の規定は、属性型地域型 JP ドメイン名の廃止(廃止とみなされる場合を含む)の場合に準用する。ただし、その登録できない期間は、登録原簿の記載抹消の日から2か月を経過した月の末日までとする。

第6章 属性型地域型 JP ドメイン名の変更、廃止および移転

第24条(属性型地域型 JP ドメイン名の変更)

登録者は、別に定める様式により、属性型地域型 JP ドメイン名の変更を申請することができる。ただし、変更の承認があった日から6か月を経過した月の末日までは、再度の変更を申請することができない。

2 属性型地域型 JP ドメイン名の変更申請に関しては、登録申請に関する規定を準用する。

3 属性型地域型 JP ドメイン名の変更が承認された場合には、当社は、承認の日から6か月を経過した月の末日に、変更前の属性型地域型 JP ドメイン名に関する登録原簿の記載を抹消する。ただし、登録者が変更前の属性型地域型 JP ドメイン名のネームサーバ設定を解除したときは、その日をもって登録原簿の記載を抹消する。

第25条(登録原簿の記載抹消後の登録制限)

この規則に定めがある場合を除き、登録原簿の記載が抹消された属性型地域型 JP ドメイン名については、記載抹消の日から6か月を経過した月の末日までは、何人もその登録をすることはできない。

第26条(属性型地域型 JP ドメイン名の廃止)

登録者は、別に定める様式により、6か月以内の廃止月を定めて属性型地

域型 JP ドメイン名の廃止を届け出ることができる。当社はその届け出について必要な確認を行ったうえ、廃止月の末日をもって属性型地域型 JP ドメイン名の登録を廃止する。

- 2 登録者は、組織がその登録資格を喪失したときは、属性型地域型 JP ドメイン名の廃止を届け出なければならない。
- 3 登録者が第 14 条に定める維持料の支払いをしないときは、その属性型地域型 JP ドメイン名について、維持料の支払月の末日を廃止日とする廃止届を行ったものとみなす。ただし、当社が特別の事情があると認めた場合には、当社所定の納付期日を延期することができる。
- 4 前条の規定は、第 1 項、第 3 項および第 5 項による属性型地域型 JP ドメイン名の廃止の場合に準用する。
- 5 第 10 条の 2 第 3 項により当社が登録終了通知を行ったときは、その通知後最初に到来する登録期間満了日に属性型地域型 JP ドメイン名は廃止されたものとみなす。
- 6 前各項により廃止または廃止とみなされた属性型地域型 JP ドメイン名は、それぞれの定める日に登録原簿の記載を抹消する。

第 27 条(削除)

第 28 条(届け出)

登録者は、登録原簿の記載事項に変更が生じた場合には、別に定める様式により、記載事項の変更を届け出なければならない。

- 2 当社は、この変更を確認するために、必要な書類の提出を求めることができる。

第 29 条(属性型地域型 JP ドメイン名の移転登録)

登録者は、属性型地域型 JP ドメイン名の移転に関する登録者と第三者の合意がある場合、当社所定の方式によって申請を行い、その承認を得ることにより、属性型地域型 JP ドメイン名の移転登録をすることができる。

- 2 この規則に特別の定めがある場合を除き、その属性型地域型 JP ドメイン名の移転を受ける第三者について登録不承認事由がある場合には、属性型地域型 JP ドメイン名の移転登録をすることができない。
- 3 前項の不承認事由が第 9 条第 1 項による場合には、その第三者が移転の申請と同時に他の属性型地域型 JP ドメイン名について第 26 条による廃止届を提出し、その届け出が受理された場合には、登録不承認事由がないものとみなす。
- 4 JPNIC の認定する紛争処理機関で移転の裁定があり、当社がその裁定結果を受領してから 10 営業日(当社の営業日をいう)以内に、登録者から、「JP ドメイン名紛争処理方針」(以下「紛争処理方針」という)第 4 条 k 項に定める文書の提出がされない場合、当社は、その裁定にしたがって、属性型地域型 JP ドメイン名の移転登録をする。この場合、第 2 項の規定は適用しない。
- 5 属性型地域型 JP ドメイン名の移転を命ずるわが国において効力を有する確定判決、和解調書、調停調書または仲裁判断書もしくはこれと同一の効力を有する文書の正本の写しの提出があった場合も同様とする。
- 6 当社は、第 4 項の裁定結果を受領した場合、ただちに移転の登録をすべき日を JPNIC、紛争処理機関および紛争の当事者に通知する。
- 7 属性型地域型 JP ドメイン名の移転申請に関しては、登録申請に関する規定を準用する。

第 30 条(紛争処理手続開始の場合の特例)

第 24 条、第 26 条および前条の規定にかかわらず、紛争処理方針第 8 条により属性型地域型 JP ドメイン名の移転ができない場合には、属性型地域型 JP ドメイン名の変更、廃止または移転に関して同条所定の処理が行われた場合を除き、当社はその申請等を受理しない。

- 2 前項の実施に必要な事項、紛争処理手続中の登録原簿の変更に関する処理その他紛争処理に付随する事項については当社が別に定める。

第 7 章 登録の取消等

第 31 条(登録の取消)

下記各号の事由がある場合、当社は、属性型地域型 JP ドメイン名の登録を取り消すことができる。ただし、第 4 号および第 6 号の場合には必ず取り消さなければならないものとする。

- (1) 登録申請の不承認の事由があることが判明したとき
- (2) 当社所定の方式により登録者から登録の意思がないことを確認したとき
- (3) 登録者が第 4 条第 2 項の求めに応じずまたは第 26 条第 2 項もしくは第 28 条に定める義務に違反したとき
- (4) 第三者から、登録された属性型地域型 JP ドメイン名の使用の差し止めを命ずるわが国において効力を有する確定判決、和解調書、調停調書または仲裁判断書もしくはこれと同一の効力を有する文書の正本の写しの提出があったとき
- (5) その属性型地域型 JP ドメイン名の登録が明白かつ現実的に社会的許容性を欠く状況が生じたとき
- (6) JPNIC が認定する紛争処理機関にて取消の裁定があり、裁定結果の通知から 10 日以内に、裁判所へ出訴したことの証明が登録者から提出されないとき

第 32 条(削除)

第 33 条(削除)

第 34 条(登録取消決定)

当社が取消の事由があると認めた場合には、その属性型地域型 JP ドメイン名の登録を取り消す旨を決定する。

- 2 前項の取消を決定した場合、当社は、遅滞なく登録者に対して決定の趣旨

および理由を通知しなければならない。

- 3 登録取消は、前項の通知の到達の日の翌日をもってその効力を生ずるものとする。

第 35 条(登録取消決定等に基づく措置)

当社の行った取消が確定した場合、当社はその属性型地域型 JP ドメイン名を登録原簿から抹消する。

- 2 前項の措置をとった場合、登録を取り消された属性型地域型 JP ドメイン名については、第 25 条の規定を適用する。

第 36 条(削除)

第 37 条(削除)

第 38 条(削除)

第 8 章 (削除)

第 39 条(削除)

第 9 章 紛争処理

第 40 条(紛争処理)

登録者は、その登録にかかる属性型地域型 JP ドメイン名について第三者との間に紛争がある場合には、JPNIC の定める紛争処理方針に従った処理を行うことに同意し、当社は JPNIC の認定する紛争処理機関の裁定に従った処理を行う。

第 10 章 一般規定

第 41 条(登録申請等の取次の特例)

取次規則は、当社が定める。

第 42 条(通知)

この規則により当社が申請者または登録者に対して通知を行う場合、当社は、申請書または登録原簿に記載された申請者または登録者もしくはその指定する者に対する電子メールをもって行う。ただし、当社が必要と認める場合、他の方法をもって通知することを妨げない。

- 2 申請者または登録者は、当社からの通知についての所定の期間内に通知がない場合には、当社に対して通知の有無を問い合わせなければならない。
- 3 登録者が第 26 条第 2 項または第 28 条の届け出を怠った場合に、当社が登録者の届け出た最新の登録原簿記載事項に従い登録者等に通知を発したときは、その通知が登録者等に到達しなくとも、通常到達すべきときに到達したものとみなす。

第 43 条(合意管轄)

この規則もしくはこの規則に付随関連する措置または事項等について訴訟を提起する場合、東京地方裁判所をもって第一審専属合意管轄裁判所とする。

第 44 条(当社の責任)

当社、当社の役員、従業員その他の関係者の責めに帰すべき事由により登録者、申請者その他の者が属性型地域型 JP ドメイン名の登録、登録取消その他の事項により損害を受けた場合、当社のみが、第 14 条により現実に収納した登録料・維持料(ただし 1 年分の維持料に限る)または費用の範囲内において、現実に発生した直接の損害についてのみ、その損害を賠償するものとし、他の一切の責任を負担しない。

- 2 当社、当社の役員、従業員その他の関係者は、属性型地域型 JP ドメイン名登録原簿、またはドメインネームサーバの運用について、何人に対しても、いかなる責任も負担しない。

第 45 条(細目の制定・変更)

当社は、この規則の実施に必要な細目を定め、これを変更することができる。

第 46 条(規則の変更)

当社は、当社所定の手続を経てこの規則を変更することができる。この規則の変更は、すべての登録者に適用される。

- 2 この規則を変更する場合、当社は、2 か月以上の期間を置いてその実施期日を定めるものとし、当社の定める方法により、変更の内容および実施期日を公示する。